

## 初期契約解除に関するご案内

本書面では、初期契約解除に関する内容についてご説明いたします。

### ■対象サービス

「ネオ・光」(以下、対象サービス)

### ■対象となる契約

対象サービスの新規契約または対象サービス間でのタイプ変更契約(移転時含む)

### ■概要

- 1.お客さまが本書面を受領した日から8日以内に、当社へ契約解除をお申込みいただくことで、対象サービスの初期契約解除を実施できます。
- 2.初期契約解除の場合、解約金は請求いたしません。(既に解約金をお支払いいただいた場合は、解約金等返金します。)
- 3.タイプ変更のご注文を初期契約解除される場合は、原則変更前のタイプへお戻しますが、お客さまのご利用環境等によっては変更前のタイプへ戻すことができない場合があります。

### ■お客さまにお支払いいただく費用等について

契約解除までにご利用いただいた料金および、同時に契約解除となるアプリケーションサービス等の利用料金(通話料含む)および工事等が発生した場合は、お支払いいただきます。

なお、対象サービスの契約料および工事費等、対象サービスの提供に通常要する費用が発生した場合は、以下の請求上限金額の範囲で請求いたします。既に、請求上限を超えた金額をお支払いいただいた場合は、上限金額との差額を返金します。

請求上限金額が適用される費用	請求上限金額
契約料	新規 1,000 円 / 転用 2,000 円
派遣を伴う戸建て住宅向けの工事費	18,000 円
派遣を伴う就業住宅向けの工事費	15,000 円
派遣を伴わない工事費	2,000 円
土休日工事費	3,000 円
夜間・深夜の割増料金	10,200 円

※配線経路構築工事、時刻指定工事、LAN 配線工事、アプリケーションサービス工事等、対象サービスの提供に通常要さない工事の費用は、請求上限金額の対象外です。

### ■お申込み方法等について

初期契約解除を希望される場合は、以下にお電話いただくか、初期契約解除のお申込書面を送付いただくことでお申込みが可能です。なお、お客さまご自身で初期契約解除のお申込み書面を作成し、お申込み頂く場合は以下の項目をご記入く

Neo・光 初期契約解除に関するご案内  
 ださい。

- 1.初期契約解除を希望する旨
- 2.「開通のご案内」または「ご利用内容変更のご案内」に記載されている「ご契約者名」「ご利用場所住所」「お客さまID」
- 3.お客様のご連絡先
- 4.お申込みいただいたサービス名
- 5.本書面の受領年月日
- 6.初期契約解除申告日

■その他留意事項

- 1.当社または当社販売代理店等が初期契約解除に関する項目について、事実と異なる虚偽の説明をしたことにより、お客さまが初期契約を解除できなかった場合、当社から再度送付する書面を受領した日から8日間は初期契約解除を行うことができます。
- 2.初期契約解除時において対象サービスに付随するアプリケーションサービス等は自動的に契約解除となります。対象サービスに付随しないサービスおよび他事業者等が提供するサービスは自動的に契約解除とならないため、別途契約解除のお申込みが必要です。
- 3.他事業者が提供するサービスの初期契約解除をご希望される場合は、当該事業者へご連絡ください。
- 4.他事業者のサービスを再度利用される場合の工事内容や契約内容等は、当該事業者へお問合せください。

初期契約解除のお問合せ・ご連絡先	
お電話でのお問合せ・ご連絡先	0120-275-888
メールでのお問合せ・ご連絡先	<a href="mailto:cost@cost-cutting.co.jp">cost@cost-cutting.co.jp</a>
初期契約解除の通知書面送付先	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-8-28 博多 Qビル 6F 株式会社コスト削減グループ ネオ・光 初期契約解除受付センター行

表示金額は税込金額の記載がある場合を除き、全て税抜きです。

文書作成日：平成 28 年 9 月 15 日